

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：34416

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K12619

研究課題名（和文）帝政期ローマの法廷実践における模擬弁論教育の意義

研究課題名（英文）Declamation as Education for the legal practice in the Roman Empire

研究代表者

粟辻 悠（AWATSUJI, Yu）

関西大学・法学部・教授

研究者番号：50710597

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：研究期間の前半期においては、まずは伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』に登場する弁論（三人称での弁論）事例の分析を通じて、模擬弁論における訓練が裁判の実務（家）にとって一定の意義があったという知見を得た。その後、その分析の成果を前提としつつ、大セネカ『模擬法廷弁論集』の分析を通じて、模擬弁論の論者による登場人物のキャラクターとその行動の動機、また説得的なストーリーの形成という営みが、それもまた法廷への準備として意義のあるものであったとする結論を得た。この論文の補論においては、現代日本の法教育や法実務において類似の現象が生じていることにも触れ、法社会学分野からの反響を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

古代ローマ社会における模擬弁論教育は、法廷での議論を模した形で行われる当時の高等教育であったにもかかわらず、その娯楽的な側面が学説史上は強調されてきたことにより、十分にその法教育的な意義が評価されてこなかった。本研究によって、模擬弁論におけるキャラクターやストーリーの形成など、従前は法的な議論との関わりが重視されてこなかった要素についても法廷での実務における模擬弁論教育の有用性が論じられた点には、学説史上も重要な意義がある。

また、歴史的分析の現代社会への無批判な転用は厳に慎むべきではあるものの、本研究の成果が法社会学からの反響を得た点は、その社会的な展開可能性を示すものではあろう。

研究成果の概要（英文）：In the former half of the research period, I analyzed the cases of legal advocacy (argument in the third person) in Quintilian's "Minor Declamations," and found that training in declamation had a certain significance for legal practitioners. Later, based on the results of that, through an analysis of Elder Seneca's "Controversiae," I concluded that the character making and the construction of their motivations and actions, as well as the formation of a persuasive storyline by declamation speakers, were also significant as preparation for the courtroom. In the addendum to this article, I also mentioned that a similar phenomenon is occurring in contemporary Japanese legal education and legal practice, which received a response from the field of legal sociology.

研究分野：ローマ法

キーワード：模擬弁論 レトリック 古代ローマの法教育 法廷実務 ローマ法 古代ローマ帝政期

1. 研究開始当初の背景

本研究は、古代ローマ世界においてレトリック(弁論術あるいは修辞学)という高等教育の集大成と位置付けられていた模擬弁論 *declamatio* について、その具体的な内容及び当時の社会における重要性を、法廷実践に向けた教育という観点から分析しようとする試みである。本項では、この研究の背景にある先行研究の蓄積とその傾向について述べる。

特に法制史的研究においては伝統的に、古代ローマ世界における模擬弁論は低評価に晒されていた。法廷での議論を模した形式(とりわけ模擬法廷弁論 *controversia* がそれに当たる)ではあるものの、史料に残されている各弁論のテーマが非現実的で、法学の知識との関連性も小さいことから、本質的には娯楽的な活動であってせいぜいのところ煽動や詭弁の技術を磨くものに過ぎないと思われていたのである。それに対して近年、必ずしも法制史的な観点からではないものの、ローマ人(とりわけ十分な教育を受けることのできるエリート層)の倫理的なコードやアイデンティティの継続的な形成に模擬弁論教育が果たした役割に注目が集まるなど、その意義を積極的に評価する研究が目立つようになってきた。

しかしながら以上のような研究潮流のなかでも、(とりわけ法廷を模した)模擬弁論が本来的に目的としていたはずの法廷実践に向けた訓練という観点からは、その内容を詳しく分析してその教育効果を再評価しようとする研究が広がりを見せているとはいいがたい状況にあった。

2. 研究の目的

本研究においては、模擬弁論史料を法廷での実践のための準備という観点から詳細に分析することによって、上記のような研究史上の欠陥を埋めていくことが目指される。古代ローマの法廷において紛争解決を担っていた者たちの多く(弁護人はもちろんのこと、裁判担当者も)が法学の専門知識を必ずしも自ら十分には有しておらず、それゆえに我々の知る古代ローマの法学文献の内容が常に直接に法廷での議論に生かされていたとは考えにくいという事実を直視したときに、その法学よりも広い範囲に浸透していたレトリック教育の具体的な意義をそうして史料に即して解明していくことは、ローマにおける法的な紛争解決の実情を明らかにするための不可欠のピースであると言えよう。

本研究ではレトリック教育の中でも、その総仕上げにあたる模擬弁論教育を題材として取り上げるため、法廷における実践と最も近接した教育内容を分析の対象とすることになる。そのことにより、教育の段階と実践の段階における営みの本質的な差異を鋭く意識しつつも、両者に共通する要素を無理な飛躍を避けつつ掬い上げることが可能となるはずであり、そうして得られた認識を基礎としてレトリック教育の法廷実践に対する意義を解明することを目指す。

3. 研究の方法

上記の目的を達するための基本的な史料としては、大セネカ(特に『模擬法廷弁論集 *controversiae*』)や擬クインティリアヌス(特に『小模擬弁論集 *declamations minores*』)をはじめとする模擬弁論著作を用いる。その中でも名前を挙げた二つの著作は、模擬弁論の実例を知るための史料として重要であるだけでなく、その営みに深く関わっていた著者による弁論批評や教育的助言が記されてもいるという点で極めて価値が高い。先行研究における分析を活用しつつ、基本的にはこれらの模擬弁論史料を読み解いていくことが主要な作業となる。

また、特に帝政期のレトリック教育全般についての重要な史料として、クインティリアヌス『弁論家の教育』の関係部分も並行して分析の対象とする。クインティリアヌスの活躍した時代には模擬弁論がローマ社会に深く浸透していたために、彼の著作の中には模擬弁論史料の分析において参考となる記述が多く含まれているからである。

4. 研究成果

研究期間の前半期においては、まずは伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』に登場する弁護(三人称での弁論)事例の分析を通じて、模擬弁論における訓練が裁判の実務(家)にとって一定の意義があったという知見を得た(栗辻悠「模擬弁論に登場する弁護：伝クインティリアヌス『小模擬弁論集』を題材に」関西大学法学論集68巻5号1163-1207頁)。具体的にはまず、模擬弁論においては一人称での弁論が主流であって、ローマの法廷実務においては弁護人が登場することが通常であったのと齟齬は存在するものの、模擬弁論においても一定の基準を満たす事例においては弁護の練習が実際に行われていたことが明らかとなった。さらにその際、三人称での弁論練習が行われるにあたっては、当事者が何らかの意味で本人弁論を行いつらい状況にあるということ的前提とした特徴的な説得戦術の訓練も行われていたという点にも本研究の分析は及び、他人のために弁論を行う法廷の実務家の訓練として、その具体的な意味においても模擬弁論が有意義な教育であったことが示された。

その後、以上の論文における分析の成果を前提としつつ、もう一つの最重要史料である大セネカ『模擬法廷弁論集』の分析を通じて、模擬弁論の論者による登場人物のキャラクターとその行動の動機、また説得的なストーリーの形成という営みが、それもまた法廷への準備として意義のあるものであったとする結論を得た(栗辻悠「模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について(1) (2・完) : 法廷に向けた訓練としての側面に着目して」関西大学法学論集70巻4号869-907頁、同71巻6号1587-1630頁)。これらの要素は、従前の研究においてはとりわけ模擬弁論の娯楽的な側面との結びつきが強調されがちであったものであり、少なくとも法的な訓練としての側面は重視されてこなかった。本研究においては、模擬弁論における類型的なキャラクター形成(stock character)が弁論家によって各事案における(仮想的な)勝利に向けて能動的に行われえたこと、そしてその訓練が法廷での議論における補助線として機能しえたことを論じ、さらに登場人物の動機を想像によって構築して説得的なストーリーラインを形成するという創造的な営みもまた、例えば弁護実務において依頼人から事案を聞き取って説得的な弁論を形成する際の導きの糸として重要な意味を持ち得たということ論じた。この論文の補論においては、さらに現代日本の法教育や法実務において類似の現象が生じていることにも触れ、法社会学分野からの反響を得た。

研究期間の最終盤においては、上記の研究成果において明確になってきた問題点を解決するための基盤形成にも取り組んだ。すなわち、古代ローマの法学文献とレトリック文献において、ときに類似の問題が扱われているにもかかわらず(例えば遺産の継承に関わる紛争)その議論のされかたが大きく異なっているという点である(例えば法学文献では不倫遺言の訴え *querela inofficiosi testamenti* の問題、レトリック文献では廃嫡・勘当 *abdicationis* の問題)。これは用語レベルの問題と制度や文脈レベルの問題とに分かれるが、まずは前者の用語の問題に取り組んだ。その成果として、法学文献における用語法を扱う最重要史料である学説彙纂50巻16章(章題:言葉の意味について)の邦訳を完成させることができた(本邦未訳)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

| | |
|---|-------------------------|
| 1. 著者名 粟辻悠 | 4. 巻 4 |
| 2. 論文標題 <史資料邦訳>学説彙纂第50巻第16章邦訳 | 5. 発行年 2023年 |
| 3. 雑誌名 ローマ法雑誌 | 6. 最初と最後の頁 1-99 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.14989/ARK4_1 | 査読の有無 有 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |
| 1. 著者名 粟辻悠 | 4. 巻 71-6 |
| 2. 論文標題 模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（2・完）：法廷に向けた訓練としての側面に着目して | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 関西大学法学論集 | 6. 最初と最後の頁 1587-1630 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |
| 1. 著者名 粟辻悠 | 4. 巻 70-4 |
| 2. 論文標題 模擬法廷弁論における登場人物の造形とその動機の設定について（1）：法廷に向けた訓練としての側面に着目して | 5. 発行年 2020年 |
| 3. 雑誌名 関西大学法学論集 | 6. 最初と最後の頁 869-907 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |
| 1. 著者名 粟辻悠 | 4. 巻 68-5 |
| 2. 論文標題 模擬弁論に登場する弁護 - （伝）クインティリアヌス『小模擬弁論集』を題材に | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 関西大学法学論集 | 6. 最初と最後の頁 1163-1207 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である） | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

| |
|---|
| 1. 発表者名 粟辻悠 |
| 2. 発表標題 現実を演じる者actor veritatisとしての法廷弁論家と模擬弁論declamatio |
| 3. 学会等名 比較国制史研究会 |
| 4. 発表年 2020年 |

| |
|------------------------------|
| 1. 発表者名 粟辻悠 |
| 2. 発表標題 模擬弁論における訓練の特徴について |
| 3. 学会等名 日本ローマ法研究会 |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 粟辻悠 |
| 2. 発表標題 日本語でローマ法を学ぶということ 学説彙纂第50巻第16章を素材として |
| 3. 学会等名 日本ローマ法研究会 |
| 4. 発表年 2022年 |

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

| 6. 研究組織 | 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------|---------------------------|-----------------------|----|
|---------|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|